

別表 [M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ、LTE Dタイプ]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、通信機器、アクセス回線、アクセスポイント、FENICISネットワークサービス用電気通信回線およびFENICISネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、通信機器よりFOMA網またはXi網を利用したパケット交換方式による電気通信回線を用いてデータ通信を利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスの提供にあたっては、別途甲と乙の間において「M2Mサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために必要な甲設備を用意し、乙が提供する端末系通信機器に接続または乙が提供するSIMカードを装着するものとします。またサービス利用場所における通信検証は甲にて行うものとします。
- (3) 乙は、ネットワークサービス用電気通信設備の安定稼働のために、本ネットワークサービスにより行われる電気通信を調査することがあります。乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる乙所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。また、乙は、甲が乙所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ネットワークサービス用電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える場合には、本ネットワークサービスの利用を制限することがあります。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 通信機器利用サービス

乙は、接続サービスを利用できるようにするために、SIMカードの搭載など乙所定の準備を行った端末系通信機器（SIMカード含む）を甲に貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、端末系通信機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本ネットワークサービスの終了時には端末系通信機器を乙に返却するものとします。なお、通信機器利用サービスには、通信機器利用料一括型および通信機器利用料月額型があります。通信機器利用料一括型サービスを契約した場合には、乙は、甲に貸与する通信機器の利用料を、一括で甲より収受するものとします。通信機器利用料月額型サービスを契約した場合には、乙は、甲に貸与する端末系通信機器の利用料を、契約期間内の利用月ごとに甲より収受するものとします。

(2) SIM利用サービス

- 乙は、接続サービスを利用できるようにするために、SIMカードを甲に貸与します。甲は、SIMカードに関する以下の事項を承諾するものとします。
  - a. 甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、SIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本ネットワークサービスの終了時にはSIMカードを乙に返却するものとします。
  - b. 乙は、甲が指定する日本国内の仕向地にSIMカードを発送するものとしますが、当該SIMカードをさらに海外へ輸出する場合には、その輸送・通関等の措置は、甲が行うものとします。その場合、甲は利用規約の定めに従うものとします。

(3) 接続サービス

乙は、株式会社NTTドコモの提供する「FOMAサービス」または「Xiサービス」において提供されるFOMA網またはXi網とFENICISネットワークサービス用電気通信回線を相互に接続するとともに、FOMA網またはXi網をアクセス回線として本ネットワークサービスの全部または一部を提供します。甲は、下記のプランのうちいずれか1つを選択し契約するものとし、当該プランのサービス実施期間内は他のプランを契約できないものとします。なお、乙は、料金月ごとに、基本利用料に加え、本契約において甲乙間で契約されるプランに基づき提供される「SIMカード」の挿入されているすべての通信機器にかかわるデータ送受信量の合計（以下「実送受信量」という）が、当該すべての通信機器の基本利用料に含まれるデータ送受信量（以下「基本送受信量」という）の合計よりも大きい場合には、実送受信量から基本送受信量を差し引いたデータ送受信量に応じた超過利用料を加算して、甲より収受するものとします。また、乙は、乙の保守用通信などを含めて当該電気通信回線を使用した全ての通信にかかわるデータ送受信量を利用料金の対象とします。

品 目	内 容
Sプランサービス	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 基本利用料に800パケットの基本送受信量を含みます。
Mプランサービス	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 基本利用料に8,000パケットの基本送受信量を含みます。
Lプランサービス	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 基本料金に24,000パケットの基本送受信量を含みます。
LLプランサービス	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 基本利用料に100,000パケットの基本送受信量を含みます。
256Kbps定額プラン	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 上り下りの通信速度が256Kbpsに制限されます。また、1日の下りの通信量が100MBを超えた時点で、その当日の24時まで、下りの通信速度が32Kbpsに制限されます。
夜間拡張プラン	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 夜間(毎日2:00~6:00)においては通信速度無制限でご利用いただけますが、その他の時間においては128Kbpsに制限されます。また、1日の上りと下りの通信量の合計値が1GBを超えた時点で、その当日の24時まで、上り下りの通信速度が128Kbpsに制限されます。
10GB定額プラン	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 1ヶ月の通信量が10GBまで通信速度無制限でご利用いただけますが、1ヶ月の通信量が10GBを超えた時点で、その月の月末まで、通信速度が128Kbpsに制限されます。
Xプラン	符号伝送可能な移動体無線電気通信回線を用いて提供するネットワークサービス 基本料金に含まれる通信量と当該通信量超過時の単価などの提供条件については別途交渉の上定めます。

#### (4) SIM再発行サービス

乙は、甲に貸与したSIMカードが故障または損壊した場合、および甲がSIMカードを紛失した場合には、代替のSIMカードを再発行します。なお、故障または損壊の場合、SIMカードの再発行は、乙によるSIMカードの故障または損壊状況の確認後とします。

#### (5) 利用プラン変更サービス

乙は、甲による「4. (3) 接続サービス」に記載のいずれかひとつのプランから他のプランへの変更の申込に従い、プランの変更を実施します。

#### (6) キャンピングサービス

乙は、別途乙が提供する端末系通信機器に対して、閉域接続サービスを利用できるよう設定作業を実施します。また、乙は、甲と協議のうえ、本サービスにおいて乙が実施する作業の内容を記述した書面を作成し、甲の確認を得るものとします。

#### (7) 端末利用サービス

##### a. 初期サービス

乙は、接続サービスを利用できるようにするために、FENICSネットワークサービス要電気通信設備およびFENICSネットワークサービス用電気通信回線に対して、乙所定の準備作業を行うとともに、甲に対し移動無線機器およびSIMカード（SIM利用タイプにおいてはSIMカードのみ）を貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービス終了時には、移動無線機器およびSIMカードを乙に返却するものとします。

##### b. 予備機準備サービス

乙は、乙の責によらない移動無線機器の故障または損壊により、本ネットワークサービスが利用できない状態になった場合に備え、あらかじめ予備の移動無線機器を甲に貸与します。甲は、本ネットワークサービスの利用期間中、乙から貸与された予備の移動無線機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。また、甲は、本ネットワークサービスの終了時には、当該予備の移動無線機器を乙に返却するものとします。なお、当該予備の移動無線機器には、SIMカードは付属しないものとし、甲は、故障または損壊した移動無線機器のSIMカードをこれに差し替えて使用するものとします。

##### c. 代替機提供サービス

乙は、甲が乙から貸与された移動無線機器が端末利用サービスのサービス実施開始日より4年間経過後に故障または損壊した場合、および甲が移動無線機器を紛失した場合には、代替の移動無線機器（SIMカードをのぞき、以下本号において同じ）を貸与します。なお、乙は、移動無線機器の故障または損壊について、その事由が甲の故意である場合を除き、端末利用サービスのサービス実施日開始日より4年間は代替の移動無線機器を貸与します。また、故障または損壊の場合、代替の移動無線機器の提供は、乙による移動無線機器の故障または損壊状況の確認後とします。

#### 5. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、株式会社NTTドコモの「FOMAサービス」または「Xiサービス」の提供区域に準ずるものとします。なお、利用場所の電波状況などによってサービスが利用できない場合があります。

#### 6. 接続サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。また、利用規約に基づき、乙は、接続サービスの提供を中断することができるものとします。

#### 7. 接続サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、基本サービスのサポート受付時間帯を超えることはないものとします。

#### 8. 接続サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスにおける接続サービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、基本サービスのサポート対応時間帯を超えることはないものとします。またアクセス回線のサポート対応時間帯は、株式会社NTTドコモのサポート対応時間帯に準ずるものとします。

#### 9. 料金月

- (1) 本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。
- (2) 本ネットワークサービスのうち超過利用料における料金月は、毎月末日締めとし、当月1日から当月末日とします。

#### 10. 甲の解約について

利用規約の定めにかかわらず、甲が本ネットワークサービスを、利用規約に定める基本実施期間満了前または満了後に解約する場合、甲は解約日を当該解約日の1か月前までに書面をもって乙に通知するものとします。ただし、当該基本実施期間満了前に中途解約する場合は、甲は乙に、1回線あたり、月額利用金額に残存月数を乗じた金額に相当する金額の中途解約料金を支払うものとします。

#### 11. サービスの実施期間について

利用規約の定めにかかわらず、乙は、6か月以上の予告期間において本ネットワークサービスを終了できるものとします。

#### 12. 端末系通信機器の仕様等

- (1) 端末系通信機器の仕様は、乙所定のもの、または、甲が事前に乙に申請し承認されたものに限られるものとし、甲は、当該端末系通信機器の対応する周波数帯によっては通信できない地域等が存在する可能性があることを了承するものとします。甲は、当該端末系通信機器の仕様等をあらかじめ確認のうえ、本ネットワークサービスを利用するものとします。
- (2) 乙の提供する端末系通信機器の仕様等は、乙の裁量により改良・変更されることがあるものとします。
- (3) 甲は、甲が準備する端末系通信機器の仕様等が、利用する地域における各種法制度に適合することを、自らの責任と費用負担において確認するものとします。また、乙が要求した場合に、甲は、各種法制度へ適合していることを証明する義務を持つものとします。

13. 品目一覧

本ネットワークサービスにおける品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ SIM利用料一括型	NS231004S		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ キット型サービス	NS231009S		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ Sプラン基本利用料	NS231001G	800パケットのデータ送受信量を含む	従量料金制 (従量払)	ID
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ Mプラン基本利用料	NS231002G	8000パケットのデータ送受信量を含む	従量料金制 (従量払)	ID
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ Lプラン基本利用料	NS231003G	24,000パケットのデータ送受信量を含む	従量料金制 (従量払)	ID
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ LLプラン基本利用料	NS231008G	100,000パケットのデータ送受信量を含む	従量料金制 (従量払)	ID
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ 超過利用料	NS231004G	1,000パケットごと	従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ SIM再発行費	NS231002S		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス Dタイプ プラン変更費	NS231003S		従量料金制 (一括払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ SIM利用料一括型	NS231088S		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 256Kbps 固定利用料 <LTE/3G>	NS231082G		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 夜間拡張利用料 <LTE/3G>	NS231083G		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 10GB利用料<LTE/3G>	NS231084G		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ Xプラン利用料	NS231085G		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ SIM再発行費	NS231089S		従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 端末利用料一括型初期費	NS231092S	通信カード (USBタイプ) 貸与	従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 予備機準備費	NS231093S	回線なしの通信カード (USBタイプ) を予備機として準備 (SIMカード差し替えで利用する)	従量料金制 (従量払)	式
M2Mサービス 閉域接続サービス 定額Dタイプ 代替機提供費	NS231094S	お客様瑕疵にて通信カード (USBタイプ) の紛失/故障・破損時の対応費用 (1台毎)	従量料金制 (従量払)	式

[変更内容]

(2016年 6月 1日) 本別表を適用します。

以上